岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第15号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県民課)	(県民課)
第4条の2 県民課においては、次の事務をつかさどる。	第4条の2 県民課においては、次の事務をつかさどる。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 警察行政に <u>関する</u> 情報の公開に関する企画、調査及び総	(5) 警察行政に係る情報の公開に関する企画、調査及び総合
合調整に関すること。	調整に関すること。
	(6) 警察行政に係る個人情報の保護に関する企画、調査及び
	総合調整に関すること。
(6) [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
(8) [略]	(9) [略]

附即

この規則は、平成18年7月1日から施行する。